コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考）　「高炉スラグ骨材」については、ＪＩＳ　Ａ　5011－１（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	フェロニッケルスラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。

備考）　「フェロニッケルスラグ骨材」については、ＪＩＳ　Ａ　5011－２（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	銅スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。

備考）　「銅スラグ骨材」については、ＪＩＳ　Ａ　5011－３（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考）　「電気炉酸化スラグ骨材」については、ＪＩＳ　Ａ　5011－４（コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 ○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考）　「道路用鉄鋼スラグ」については、ＪＩＳ　Ａ　5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は、本基準を満たす。

アスファルト混合物	中温化アスファルト混合物	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。

備考）　「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。

路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 ○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考）　「道路用鉄鋼スラグ」については、ＪＩＳ　Ａ　5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は、本基準を満たす。

路盤材	再生骨材等	【判断の基準】 ○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 ○間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。

混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 ○高炉セメントであって、原料に30％を超える分量の高炉スラグが使用されていること。

備考）　「高炉セメント」については、ＪＩＳ　Ｒ　5211で規定されるＢ種及びＣ種に適合する資材は、本基準を満たす。

混合セメント	フライアッシュセメント	【判断の基準】 ○フライアッシュセメントであって、原料に10％を超える分量のフライアッシュが使用されていること。

備考）　「フライアッシュセメント」については、ＪＩＳ　Ｒ　5213で規定されるＢ種及びＣ種に適合する資材は、本基準を満たす。

セメント	エコセメント	【判断の基準】 ○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品１トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。

備考）１　「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。

２　「エコセメント」については、ＪＩＳ　Ｒ　5214に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 ○透水係数１×10^{-2}cm／sec以上であること。